

# 就農までの道のり

※松江市の就農事例を紹介します

令和3年10月版

## 1. 相談

### Aさん(30歳) 会社員 男性

・農業の経験なし。実家はもともと非農家・・・でも、農業を自分の仕事にしたい。独立自営したい。  
そこで・・・**松江地域農業再生協議会**(JA、市、東部農林水産振興センターで構成)に相談  
→まずは「農業を知ってもらう、体験してもらう」ことからスタート、農業体験受入先の農家を紹介される

## 2. 体験→研修

勤めていた会社を退職→長期の農業体験を開始

### ★まずは長期農業体験

揖屋干拓でキャベツを栽培する生産者のもとでの農業体験開始  
農作業を手伝いながら、農業の基本について教えてもらう(12か月間)

### ★産業体験終了後、就農への決意→本格的な**就農前研修**に入る

キャベツのベテラン生産者のもとに研修生として通う。研修生として雇用契約を結び、作業を手伝いながら技術・知識を習得(12か月間)



◇活用した支援制度・補助金など・・・支援制度一覧「体験・研修期間」参照

- ・ふるさと島根定住財団 UIターン産業体験事業:体験期間中 12万円/月を支援(島根県外からのUIターン者に限る)
- ・農の雇用事業:受入先に対し新規雇用者の研修費を助成 120万円/年



## 3. 研修→就農準備

干拓のベテラン生産者の研修を続けながら、独立に向けて準備

### ★就農後5年間の作付計画、販売目標などを記載した「**青年等就農計画**」を作成(就農の2~3か月前)

→計画書を市に提出、市長の認定を受けて「**認定新規就農者**」になる



### ★計画を立てることで、どの時期に何を栽培するか決定した・・・冬キャベツ、春キャベツ、夏のスイートコーンなど

### ★農業経営に必要な農地、導入する農業用機械を決定

- ・農地:干拓内の遊休地の幹旋を受ける→所有者と賃貸借契約を結ぶ。 ※しまね農業振興公社でも農地を幹旋
- ・農業用機械:トラクター、高床式作業車、定植機などを購入

◇活用した支援制度・補助金など・・・支援制度一覧「就農準備」参照

- ・自営就農開始支援事業:機械・施設等の購入費用の1/2(県1/3+市1/6)を補助
- ・青年等就農資金:補助の残りの部分を無利子で融資

## 4. いよいよ独立、就農

### ★研修期間終了とともに独立自営へ→就農をスタート

- ・干拓4区画(約120a)を借りて、キャベツ、スイートコーンなどを栽培
- ・収穫した野菜は、**共同出荷施設**、**青果市場**、**市内産直店舗**などに出荷
- ・JA干拓事業所、島根県東部農林水産振興センターなど関係機関のバックアップを受け、研修先だった生産者のアドバイスを受けながら、今日も元気に営農中!

◇活用している支援制度・補助金など・・・支援制度一覧「就農開始後」参照

- ・農業次世代人材投資資金(経営開始型):就農後間もない時期の経営を支援:最大150万円/年

# 就農に向けた支援制度一覧

※交付要件等については主な事項のみを記載していますので、詳細についてはお問い合わせください

体験・研修期間

## UIターンしまね産業体験事業（ふるさと島根定住財団）

農業を体験してみたい県外からのUIターン者に対し農家の元での農作業体験を支援  
体験期間中 最長1年間、月最高12万円を助成 ※一部上乗せ助成あり

## 農業研修助成事業（松江市農業振興協会）

市内在住者向けの農作業体験支援事業  
体験期間中 最長6か月間 月最高12万円を助成

## 農の雇用事業（国）

研修生を受け入れる農業者・農業法人に対し研修費用を支援 最長2年間、年120万円を助成

【主な要件】

- ・研修生と「期間の定めのない雇用契約」を結んでいること
- ・過去に受け入れた研修生の1/2以上が離農していないこと

## 半農半X支援事業費 就農前研修経費助成（県）

UIターン者で65歳未満の半農半X実践者に対し、研修期間12か月の経費を支援 月12万円

就農準備

## 担い手経営発展支援事業「自営就農開始支援事業」（県・市）

## 多様な担い手確保・育成支援事業「半農半X支援事業」（県・市）

認定新規就農者または半農半X実践者に対し、就農に必要な施設・機械等の整備費用を助成  
補助率 県1/3+市1/6=1/2（各計画に記載された施設・機械等の経費）

## 青年等就農資金

認定新規就農者に対し「青年等就農計画」の達成に必要な資金について融資を行なう  
無利子、融資限度3700万円（施設・機械・果樹・家畜の導入経費、その他必要な経費）

就農開始後

## 農業次世代人材投資資金（経営開始型）（国）

認定新規就農者に対し、就農時から最長5年間にわたり経費を支援。年間最大150万

【主な要件】

- ・独立・自営就農時の年齢が50歳未満であること
- ・前年の世帯所得が600万円以内であること
- ・両親等親族の経営を継承する場合は、親族が行っていない「新規作目の導入」「経営の多角化」等に取り組むこと

## 農業人材投資資金（経営開始型）（県）

就農時50歳以上65歳未満の認定新規就農者に対し、就農時から最長2年間にわたり経費を支援  
年間最大72万円 ※要件等は基本的に次世代人材投資資金（経営開始型）と同じ。

## 半農半X支援事業費 定住定着助成（県・市）

UIターン者で65歳未満の半農半X実践者に対し、就農から最長12か月にわたり支援 月12万円

## 関係機関による研修・講座

### ○島根県立農林大学校 短期養成コース

独立自営を目指す社会人などを対象に、1年間にわたる短期課程が設立されています。

#### 特色

- ・大田市にある島根県立農林大学校に入学し、独立自営に必要な知識を学びつつ、校内の実習ほ場で実践に即した授業を受けます。
- ・ベテラン農家での現地研修をカリキュラムに取り入れることで、校内での授業だけでなく、農業経営の現場において実践力を養います。
- ・在校中には島根県・松江市・JAなど関係機関との面談や、松江市内での先進農家視察、農業士会との交流会などがあり、独立自営に向けたバックアップを受けることができます。



### ○さんちよく営農塾

松江市には多くの産直施設があり、バラエティに富んだ野菜、花などが出荷され、買い物客でにぎわいます。

JAしまねくにびき地区本部を中心に、今後産直施設への出荷に取り組みたい生産者向けの講座を開催しています。



## 認定新規就農者制度

これから始める農業の5年後の目標とその実現方法を具体的に記載した「青年等就農計画」を作成し、市長の認定を受けると「認定新規就農者」になります。

国・県等の就農支援制度の多くは認定新規就農者になることが要件となっています。計画の作成にあたっては関係機関から指導・助言を受けながら進めていきます。

#### 青年等就農計画の認定基準

- 就農から5年後の年間所得 概ね280万円以上
- 年間農業従事時間 概ね2000時間
- 年間農業従事日数 150日以上
- 研修期間 青年（45歳未満）の場合：1年以上

※この他にも各種要件がありますので詳細についてはお問い合わせください



## 半農半Xへの支援

島根県外からのUIターン者のうち、兼業での就農を目指す「半農半X実践者」に対し助成を行ない、松江市での「農のある暮らし」を支援します。

### 松江市の半農半X定住モデル

目標とする所得 概ね200万円以上

うち農業での所得 50万円以上

○就農から5年後の営農計画を作成し、市の認定を受けると「半農半X実践者」になります。就農前研修の期間や就農後などに必要な経費の助成を受けることができます。

## 就農への心構えチェック

### 1. あなたのやる気、本物ですか

就農後数年間は思うように収益が上がらないことも多く見受けられます。「生計を立てるための農業を目指す」ことについて強い意志と覚悟はありますか。「会社勤めが嫌になったから」「自然と触れ合う仕事がしたいから」など安易な思いつきで農業を始めようとしていませんか。

### 2. 相当な経営準備資金がかかることをご存じですか

例えば新たにハウスを建設して施設園芸を開始する場合、初期投資は1000万円以上が必要と言われるます。初期投資の他にも就農後にかかる生活資金、運転資金なども必要になることから、準備資金は必ず必要です。

### 3. 家族の理解は得られますか

農業は1人でどんなに努力しても能率も成果も上がりにくいものです。家族の理解と合意、協力があってこそ農業は継続することができます。まずは農業を始めることについて家族の合意を得て、必要な労力を家族の中で補うことができるか考えましょう。

### 4. 地域での人づきあいを大切にしていけますか

農業をするには周囲の協力が不可欠です。同じ地域内で農業する人たちは仲間であり、人間関係づくりは欠かせません。例えば地域の諸行事に参加したり、生産者の集會に協力したりするなど、周りに溶け込む努力が必要になります。

### 【就農に関する相談、問合せ】

松江地域農業再生協議会 担い手育成支援部会

○松江市産業経済部農政課

電話 0852-55-5224

○島根県農業協同組合 くにびき地区本部営農企画課

電話 0852-55-3030

○島根県東部農林水産振興センター 農業振興部

電話 0852-32-5681